(旧) 平成 20 年 9 月 29 日 20 環機第 838 号 制定 平成 20 年 9 月 29 日 20 環機第 838 号 制定 【略】 【略】 令和 5年3月14日 4環機第817号 一部改正 令和 5年3月14日 4環機第 817号 一部改正 令和 7年3月11日 6環機第 714号 一部改正 第1目的 第1目的 一般財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)が畜産高度 一般財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)が畜産高度 化支援リース事業実施要領(平成22年5月28日22環機第448号。以 化支援リース事業実施要領(平成22年5月28日22環機第448号。以 下「高度化リース要領」という。)及び畜産高度化支援補完リース事業 下「高度化リース要領」という。)、畜産経営力向上緊急支援リース事 実施要領(平成28年8月17日28環機第353号。以下「補完リース要 業実施要領(平成25年3月25日25環機第110号。以下「緊急支援リ 領」という。) に基づき貸し付ける貸付施設等について、高度化リース ース要領」という。)、畜産高度化支援補完リース事業実施要領(平成 要領第6の規定及び補完リース要領第6の規定に基づき借受者が加入 28 年 8 月 17 日 28 環機第 353 号。以下「補完リース要領」という。) 及び畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領(平成29年5月18 しなければならない損害保険については、これらの要領に定めるものの ほか、この要領に定めるところによる。 日付け29環機第132号。以下「環境・衛生リース要領」という。)に 基づき貸し付ける貸付施設等について、高度化リース要領第6の規定及 び補完リース要領第6の規定並びに環境・衛生リース要領第6の規定に 基づき借受者が加入しなければならない損害保険については、これらの 要領に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 第2~第7 第2~第7 【略】 【略】 「削る〕 第8 高度化リースのうち畜産環境対策リース事業(以下「環境リース」 という。) の損害保険の取扱 1 環境リースに係る損害保険については、第4及び第5の規定にかか わらず、機構が借受者の委任を受けて当該保険に加入するものとす る。 2 高度化リース要領第6の1について、貸付施設等の耐用年数又は貸 付期間の何れか短い年数に亘る損害保険料を、原則、機構は独立行政

るものとする。

法人農畜産業振興機構の補助金交付を受け、借受者に代わって負担す

改 正 後 (新) 改 正 前 (旧)

## 第8 この要領の変更

機構がこの要領を変更した場合は、第6の1の(2)及び(3)の規定 を準用する。

## 別紙

## 保険料率

分 類	貸付	機械	保険料率	
	運搬用機具(自动	<u>2. 40</u>		
		バーンクリーナ	<u>1. 32</u>	
	据付固定式の	糞尿乾燥機		
	もの	攪拌機	<u>1. 81</u>	
		醗酵装置		
経営用機械・装 置		上記以外のもの	<u>1. 72</u>	
	FRP製サイロ		<u>2. 08</u>	
	鉄製サイロ		<u>1. 57</u>	
	死亡家畜保管用冷凍・冷蔵装置		<u>1. 72</u>	
	車両消毒槽(主にコンクリート製)		<u>1. 72</u>	
	噴霧器、洗浄機、消毒機		<u>1. 87</u>	
	防鳥ネット		<u>3. 66</u>	
	防獣柵等 (金属造りのもの)		<u>2. 90</u>	
	防獣柵等 (木造のもの)		<u>3. 66</u>	
	上記以外のもの	<u>1. 87</u>		
食肉用機械・装 置	運搬用機具(自走式のもの)		<u>2. 40</u>	
	精密電子機器類		<u>1. 02</u>	
	ショーケース		<u>1. 11</u>	
	せり装置		<u>1. 07</u>	
	上記以外のもの		<u>1. 03</u>	
生乳用機械・装 置	精密電子機器類		1.02	
	ショーケース		<u>1. 11</u>	
	上記以外のもの		1. 03	

## 第9 この要領の変更

機構がこの要領を変更した場合は、第6の1の(2)及び(3)の規定 を準用する。

## 別紙

### 保険料率

分 類	貸付	保険料率		
	運搬用機具(自身	<u>2. 42</u>		
		バーンクリーナ	1. 34	
	据付固定式の	糞尿乾燥機		
	<i>€の</i>	攪拌機 醗酵装置	<u>1. 83</u>	
		上記以外のもの	1. 74	
<u>環境用・</u> 経営用	FRP製サイロ	<u>2. 10</u>		
機械・装置	鉄製サイロ	鉄製サイロ		
	死亡家畜保管用為	死亡家畜保管用冷凍・冷蔵装置		
	車両消毒槽(主にコンクリート製)		<u>1. 74</u>	
	噴霧器、洗浄機、	<u>1.89</u>		
	防鳥ネット		<u>3. 77</u>	
	防獣柵等(金属)	<u>2. 97</u>		
	防獣柵等 (木造のもの)		<u>3. 77</u>	
	上記以外のもの		<u>1. 89</u>	
	運搬用機具(自走式のもの)		<u>2. 42</u>	
食肉用機械・装	精密電子機器類		<u>1. 04</u>	
置	ショーケース		<u>1. 13</u>	
臣	せり装置		<u>1. 09</u>	
	上記以外のもの		<u>1. 05</u>	
   生乳用機械・装	精密電子機器類	<u>1. 04</u>		
生乳用機械・装置	ショーケース	<u>1. 13</u>		
	上記以外のもの	<u>1. 05</u>		

改	正後	(新)		改	正	前	(旧)	
その他機械・賞置	脊髄吸引機 技 消毒装置 脊髄彎曲矯正装置 頭蓋骨破砕装置	<u>1. 32</u>		その他機械・装置	脊髄吸引機 消毒装置 脊髄彎曲矯 頭蓋骨破砕			<u>1. 34</u>
(注) 保険料率は、保険金額1,000円に対する保険期間1年についての額である。 (注) 保険料率は、保険金額1,000円に対する保険期間1年にいての額である。						食期間1年につ		
別紙様式第1号~第5号【略】				式第1号~5号				

# 附則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第 2の3の規定で定める別紙は令和7年4月1日から適用するものとし、 それ以前に貸付開始された貸付契約については、なお従前の例による。
- 2 この改正前に貸付開始された高度化リースのうち畜産環境対策リー ス事業に係る損害保険の取扱いについては、改正前の要領第8の規定 による。